

アスベストの飛散を防ぐために

❖工事をを行う前に、アスベスト（石綿）の事前調査が必要です

大気汚染防止法改正（令和3年4月施行）に伴い、一般の戸建住宅で行われるリフォーム工事や解体工事もアスベスト（石綿）事前調査の対象となりました。

工事発注者（消費者）は石綿の飛散を防止するために、施工業者への石綿使用状況に関する情報提供、石綿分析調査費用の負担、工事期間への配慮等が求められます。

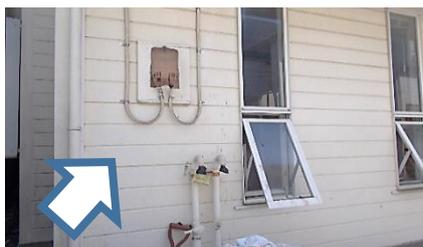
❖アスベスト（石綿）とは？

天然の鉱物で綿のように軽く、耐火・防音・絶縁等に優れた素材として、世界中で建築資材や家庭用品などに幅広く使われました。しかし、飛散した石綿を吸引すると肺がん等の健康被害があると指摘され、日本では平成18年9月に輸入・製造・使用が禁止されましたが、それ以前の建物には現在も石綿が含まれる可能性があります。※1

◆こんな建材にもアスベストが含まれている可能性があります



屋根（化粧用スレート）



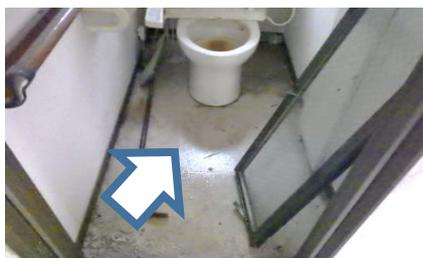
外壁（サイディング）



外壁（仕上塗材）



軒天（けい酸カルシウム板第1種）



便所（ビニール床シート）



床材（ビニール床タイル）

◆適正なリフォーム・解体工事を行うために、以下の点を確認しましょう

①工事業から石綿事前調査や飛散防止対策について、詳細な説明がされている。※2

②見積りに石綿調査・対策費用が適切に計上されている。
※事前調査と分析の両方に費用が掛かる可能性があります。

③石綿調査の有資格者（アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者等）が調査している。



手続きなどの詳細はこちら▲

※1 書面で平成18年9月以後の着工が確認できる建築物等に関しては、アスベスト含有建材なしと判断します。

※2 アスベストが含有しているとみなして、ばく露防止・飛散防止対策を講じて工事を行う場合は、その建材の分析調査は不要です。廃棄においてもアスベスト含有建材として処分します。